

こんにちは 家畜保健衛生所です

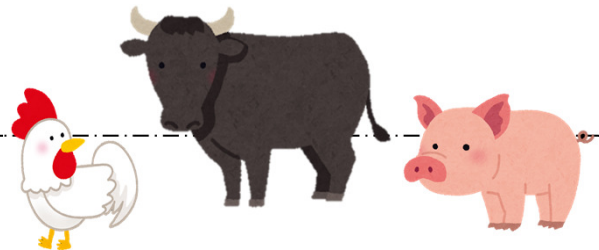
令和 7 年 1 0 月

手当金減額の見直しについて

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜の所有者に対しては、**飼養衛生管理の状況、早期通報の実施状況、まん延防止への協力等の状況**を総合的に勘案し、手当金が支払われます。

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に発生した事例においては、特に、「**早期通報の実施状況**」と「**飼養衛生管理基準の度重なる不遵守**」が大きく影響して減額されます。

減額率に上限はありません。



【主な減額理由】

①飼養衛生管理の状況

- ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策不徹底
- ・衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策不徹底
- ・谷の水や井戸水を使用する際の消毒の不徹底
- ・畜舎に出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底
- ・家畜の畜舎間移動時の通路の消毒不徹底
- ・畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底

②早期通報の実施状況

- ・死亡頭羽数の増加等の異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延

③まん延防止への協力等の状況

- ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、虚偽の報告をする

家畜保健衛生所業務第一課
家畜保健衛生所業務第二課

TEL 0743-59-1700
TEL 0745-62-2440